

市内事業者原油価格・物価高騰緊急支援金を支給します

原材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けている事業者の中で、特に影響が大きい業種を営む市内事業者を支援します。次の①～⑤に全て該当する場合、1事業者当たり10万円（1回限り）を支給します。

- ① 令和3年4月1日以前から事業開始し、市内に事業所を置き、事業収入を得ている中小企業者および個人事業主
- ② 主たる事業が次のいずれかであること建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業、自動車教習所事業者
- ③ 売上高又は粗利益について、2021年6月～2022年5月のいずれかの月の額が、2019年1月以降の任意の同月の額と比較して10%以上減少していること
- ④ 市税の滞納がない者
- ⑤ 暴力団及びその関係者ではない者

- 1 申請期間 令和4年7月11日（月）から8月31日（水）
- 2 申請方法 必要書類をEメールまたは郵送で提出
- 3 問い合わせ 前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金コールセンター
027-898-6971（7月5日より開設）

本件に関するお問い合わせ先

産業政策課 産業政策・経済対策係

電話 直通 / 027-898-6983